

【自主回収の届出先】

1 消費者庁長官へ直接届出を行うもの

- (1) 特定保健用食品を摂取する上での注意事項
- (2) 機能性表示食品を摂取する上での注意事項
- (3) 栄養機能食品を摂取する上での注意事項
- (4) 卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場に係るもの
- (5) 法第10条の2第1項の規定に基づく届出義務はないが、
食品関連事業者等が任意で届出を行う場合

2 上記1以外は、地域の保健所に相談してください。